# 【表紙】

 【提出書類】
 有価証券報告書

 【提出先】
 関東財務局長殿

【提出日】 2025年10月24日提出

【計算期間】 第40期(自 2025年1月28日至 2025年7月25日)

【ファンド名】 ニュー配当利回り株オープン

【発行者名】 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小林 隆宏

【本店の所在の場所】 東京都港区芝公園一丁目1番1号

【連絡場所】 東京都港区芝公園一丁目1番1号

【電話番号】 03-6453-3610

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 第一部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

# (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<ファンドの目的>

当ファンドは、わが国の株式で、予想配当利回りが市場平均と比較して高いと判断される銘柄を中心に投資し、安定的な配当収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指します。

<信託金限度額>

上限 3,000億円

ただし、委託会社は受託会社と合意の上、限度額を変更することができます。

<基本的性格>

一般社団法人投資信託協会が定める分類方法における、当ファンドの商品分類及び属性区分は下記の通りです。

# 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
追加型	海外	債券	MRF	特殊型
	内外	不動産投信	ETF	
		その他資産		
		資産複合		
		<b>5.4./</b> //////////////////////////////////		

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

## 属性区分表

11-31 III III						
投資対象資産	決算頻度	投資対象	投資形態	為替	対象	特殊型
		地域		ヘッジ	インデックス	

						12 114411112		1 11
+#- <del></del>	<b>7.4 5</b>	F U	7-711	+- 12		□ 4₹00F	- <b>1</b> 11	
株式	年1回	グローバ	ファミリー	あり		日経225	ブル・ベア型	
一般		ル	ファンド	(	)			
大型株	年2回					TOPIX	条件付運用型	
中小型株		日本	ファンド・	なし				
	年4回		オブ・ファ			その他	ロング・	
債券		北米	ンズ			( )	ショート型/	
一般	年6回						絶対収益追求	
公債	(隔月)	欧州					型	
社債								
その他債券	年12回	アジア					その他	
クレジット属	(毎月)						( )	
性		オセアニ						
( )	日々	ア						
不動産投信	その他	中南米						
	( )							
その他資産		アフリカ						
(投資信託証券								
(株式 一般))		中近東						
		(中東)						
資産複合 資産複合								
( )		エマージ						
資産配分		ング						
固定型								
資産配分								
変更型								
	I			l		l .	1	1

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源 泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記商品分類表及び属性区分表に係る用語の定義は下記の通りです。

なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (https://www.toushin.or.jp/) でもご覧いただけます。

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

## <商品分類表定義>

# [単位型投信・追加型投信の区分]

(1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。

(2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに 運用されるファンドをいう。

## 「投資対象地域による区分 ]

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産 を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

# [投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質 的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする 旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記 (1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、 その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

## [独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをい
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

## 「補足分類]

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

## <属性区分表定義>

## 「投資対象資産による属性区分 1

## (1)株式

一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株...目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをい

う。

中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

## (2)債券

- 一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- 公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- 社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載が あるものをいう。
- その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨 の記載があるものをいう。
- 格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」に よる区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものに ついては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。
- (3)不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。
- (4)その他資産…組入れている資産を記載するものとする。
- (5)資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
  - 資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
  - 資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

## [決算頻度による属性区分]

- (1)年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回...目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)...目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものを いう。
- (6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

## 「投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉と する旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含ま ないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の

資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

## 「投資形態による属性区分 1

- (1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファン ズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

## [ 為替ヘッジによる属性区分 ]

- (1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替の ヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

## 「インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分 1

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

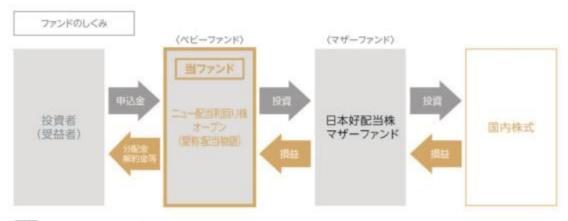
## 「特殊型]

- (1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に 投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しく は逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを 用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信 託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定され る旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型 / 絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

ESG分類: 当ファンドはESG投信ではありません。

# <ファンドの特色>

# 1. 主として、わが国の金融商品取引所等に上場している株式に投資し、ファミリーファンド方式で運用を行います。



# ? ファミリーファンド方式とは

投資者の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実 質的な運用はマザーファンドで行う仕組みです。

# 〈マザーファンドの概要〉

マザーファンド	主な投資対象・投資地域	運用の基本方針
日本好配当株マザーファンド	わが国の株式	この投資信託は、主として、わが国の株式に投資 することにより、投資信託財産の中長期的な成長 を目指して運用を行います。

# 2. 財務内容の健全性、業績動向、配当方針等を考慮して投資銘柄を選定します。

- ●原則として、予想配当利回りが市場平均(加重平均、今期予想ベース)と比較して高いと判断される銘柄を中心に 投資します。
- 財務内容の健全性にも注目し、有利子負債比率などの指標等のチェックを行います。
- ●業績動向、配当方針等をチェックし、業績見通しの大幅な下方修正や減配などの配当方針の変更が行われた場合には、銘柄の入れ替えを行います。
- ●相場下落の可能性が高いと判断した場合には、短期金融資産への実質投資比率の引上げ及び有価証券先物取引等により、実質的な株式への投資比率を引き下げるように努めます。

#### マザーファンドの投資プロセス

## 投資ユニバース

わが国の金融商品取引所等に上場している株式

#### 定量的スクリーニング

相対的に予想配当利回りの高い銘柄を抽出

#### 定性的スクリーニング

財務内容や業績動向からみて、将来にわたって配当水準の安定性が高いと判断される銘柄を選定

## ポートフォリオの構築

流動性等を考慮して組入銘柄・ウェイトを決定し、ポートフォリオを構築

※上記プロセスは、今後変更となる場合があります。

#### 分配方針

- ●原則として、年2回(1月、7月の25日(休業日の場合は翌営業日))決算を行い、収益の分配を行います。
- ●分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益等の全額とします。
- ◆分配金額については、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

## 主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ●外貨建資産への投資は行いません。

資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

## (2)【ファンドの沿革】

2005年7月25日 本ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

2007年6月1日 ファミリーファンド方式へ移行

2012年4月1日 本ファンドの名称を「住信 ニュー配当利回り株オープン」から「ニュー

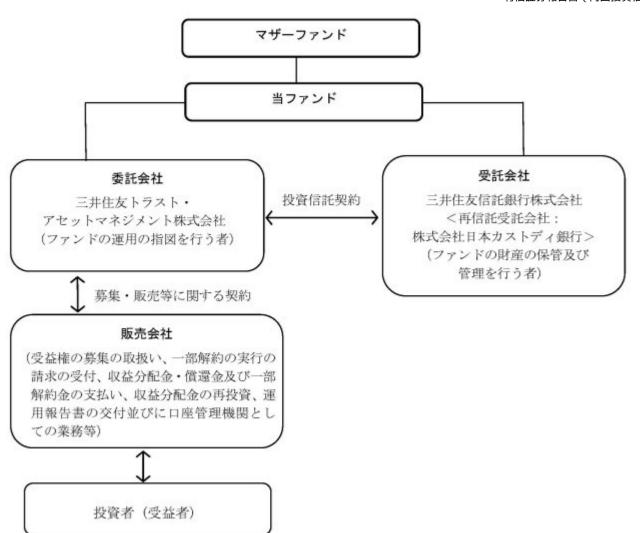
配当利回り株オープン」に変更

本ファンドの主要投資対象である「住信 日本好配当株マザーファンド」

の名称を「日本好配当株マザーファンド」に変更

## (3)【ファンドの仕組み】

当ファンドの仕組み及び関係法人



委託会社の概況(2025年8月29日現在)

イ.資本金の額:20億円

口. 委託会社の沿革

1986年11月1日: 住信キャピタルマネジメント株式会社設立

1987年2月20日: 投資顧問業の登録

1987年9月9日: 投資一任契約に係る業務の認可 1990年10月1日: 住信投資顧問株式会社に商号変更

1999年2月15日: 住信アセットマネジメント株式会社に商号変更

1999年3月25日: 証券投資信託委託業の認可

2007年9月30日: 金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録(登録番号:関

東財務局長(金商)第347号)

2012年4月1日: 中央三井アセットマネジメント株式会社と合併し、三井住友トラス

ト・アセットマネジメント株式会社に商号変更

2018年10月1日: 三井住友信託銀行株式会社の運用事業に係る権利義務を承継

八.大株主の状況

株 主 名	住 所	持株数	持株比率
三井住友トラストグループ株 式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	3,000株	100%

## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

## (イ)基本方針

本ファンドは、主として、日本好配当株マザーファンド(以下「マザーファンド」ということがあります。)の受益証券(以下「マザーファンド受益証券」ということがあります。)への投資を通じて、わが国の株式に投資することにより、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

## (口)運用方法

## 投資対象

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

#### 投資態度

- 1)主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の金融商品取引所等に上場している株式の中から、予想配当利回りが市場平均(加重平均、今期予想ベース)と比較して高いと判断される銘柄を中心に投資し、安定的な配当収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指します。
- 2)銘柄の選定にあたっては、財務内容の健全性、業績動向、配当方針等を考慮して行います。
- 3)株式への実質投資比率は、通常の状態で高位を維持することを原則とします。ただし、相場下落の可能性が高いと判断した場合には、短期金融資産への実質投資比率の引上げおよび以下の5)に記載する有価証券先物取引等により、実質的な株式への投資比率を引き下げるように努めます。
- 4)株式以外の資産(他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の投資信託財産に属する株式以外の資産のうち、本ファンドの投資信託財産に属するとみなした部分を含みます。)への投資は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。
- 5)投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引ならびに委託者が適当と認める外国の取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。)等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。
- 6)ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

## (2)【投資対象】

- (イ)本ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
  - 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
    - イ.有価証券
    - ロ.デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、投資信託約款第27条に定めるものに限ります。)
    - 八.金銭債権
    - 二.約束手形
  - 2.次に掲げる特定資産以外の資産
    - イ. 為替手形

- (ロ)委託者は、信託金を主として、マザーファンドの受益証券および次に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。また、保有する有価証券(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限ります。)をもってマザーファンド受益証券へ投資することを指図できます。
  - 1. 株券または新株引受権証書
  - 2.国債証券
  - 3.地方債証券
  - 4.特別の法律により法人の発行する債券
  - 5.社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
  - 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定める ものをいいます。)
  - 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
  - 8.協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいい ます。)
  - 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券 (金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
  - 10. コマーシャル・ペーパー
  - 11.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
  - 12.外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
  - 13.証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第10号で定める ものをいいます。)
  - 14.投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
  - 15.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
  - 16.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
  - 17.預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
  - 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  - 19.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
  - 20.抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
  - 21.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  - 22.外国の者に対する権利で第21号の有価証券の性質を有するもの
  - なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券(「投資法人債券」を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。
- (ハ)委託者は、信託金を、前記(ロ)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引

法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4.手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- (二)前記(口)の規定にかかわらず、本ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前記(八)第1号から第4号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

## (参考)マザーファンドの概要

「日本好配当株マザーファンド」の概要

1.基本方針

この投資信託は、主として、わが国の株式に投資することにより、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

- 2. 運用方法
- (1)投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2)投資態度

主として、わが国の金融商品取引所等に上場している株式の中から、予想配当利回りが市場平均 (加重平均、今期予想ベース)と比較して高いと判断される銘柄を中心に投資し、安定的な配当 収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指します。

銘柄の選定にあたっては、財務内容の健全性、業績動向、配当方針等を考慮して行います。

株式への投資比率は、通常の状態で高位を維持することを原則とします。ただし、相場下落の可能性が高いと判断した場合には、短期金融資産の比率の引上げおよび以下の に記載する有価証券先物取引等により、実質的な株式への投資比率を引き下げるように努めます。

株式以外の資産への投資は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。

投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。

ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によって は、上記の運用ができない場合があります。

## 3. 運用制限

株式への投資割合には制限を設けません。

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産 の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該 新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得

ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

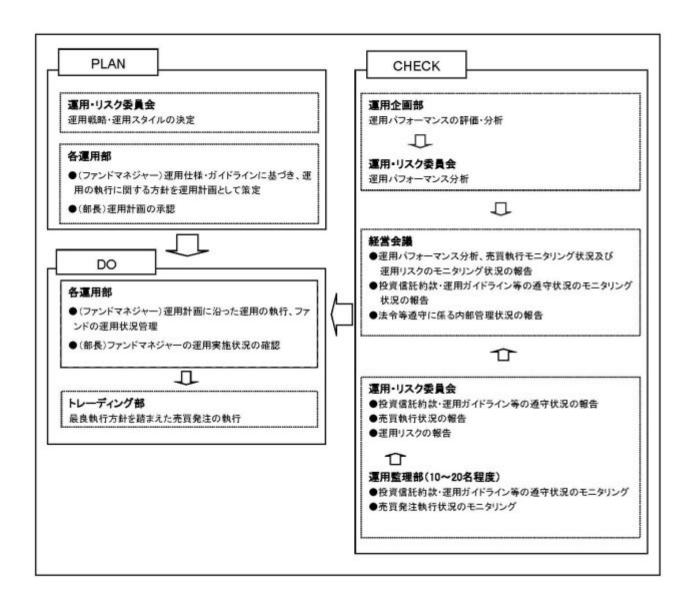
外貨建資産への投資は行いません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

## (3)【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。記載された体制、委員会等の名称、人員等は、今後変更されることがあります。



委託会社では社内規定を定めて運用に係る組織及びその権限と責任を明示するとともに、運用を行うに当たって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うことを目的とした運用等に係る業務規則を定めています。

委託会社は、受託会社又は再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを 行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備及び運用状況の報告書を再信託受託会社よ り受け取っております。

## (4)【分配方針】

毎決算時に、原則として、以下の方針にもとづき収益分配を行います。

分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益(繰越分およびマザーファンドの投資信託財産に属する配当等収益のうち、投資信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)を含みます。)および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額)等の全額とします。分配対象額についての分配方針

委託者が、基準価額水準等を考慮して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断にもとづき、元本部分と同一の運用を 行います。

将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

# (5)【投資制限】

<約款に定める投資制限>

株式への実質投資割合には制限を設けません。(投資信託約款の「運用の基本方針」)

投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の 純資産総額の5%以下とします。(投資信託約款の「運用の基本方針」)

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純 資産総額の10%以下とします。(投資信託約款の「運用の基本方針」)

同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。(投資信託約款の「運用の基本方針」)

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。(投資信託約款の「運用の基本方針」)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産 の純資産総額の10%以下とします。(投資信託約款の「運用の基本方針」)

外貨建資産への投資は行いません。(投資信託約款の「運用の基本方針」)

委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。前文の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が

投資することを指図することができるものとします。(投資信託約款第23条)

委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることを指図することができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことを指図することができるものとし、信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該売付に係る建玉の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。(投資信託約款第26条)

委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。(投資信託約款第27条)

委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社 債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。(投資信託約款第28条)

- 1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- 2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算において投資信託 財産に属さない公社債を売り付けることを指図することができます。なお、当該売付の決済に ついては、公社債(投資信託財産により借り入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻 しにより行うことを指図することができるものとし、売付の指図は、当該売付に係る公社債の 時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。(投資信託約款第29条)

委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができ、この指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。(投資信託約款第30条)

委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当(一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。また、一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。また、収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。なお、借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。(投資信託約款第37条)

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エク

スポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。(投資信託約款の「運用の基本方針」)

デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。(投資信託約款の「運用の基本方針」)

前記 から における「実質投資割合」とは、本ファンドの投資信託財産の純資産総額に対する、本ファンドの投資信託財産に属する前記 から に掲げる当該各資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該各資産の時価総額のうち本ファンドの投資信託財産に属するとみなした額の合計額の割合をいいます。また、「本ファンドの投資信託財産に属するとみなした額」とは、本ファンドの投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該各資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。前記 における「投資信託財産に属するとみなした額」も同様です。

## < 関連法令に基づく投資制限 >

イ.同一の法人の発行する株式への投資制限

(投資信託及び投資法人に関する法律、同法施行規則)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託 につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数 に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得す ることを受託会社に指図しないものとします。

## 3【投資リスク】

## (イ)ファンドのリスク

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

株価変動リスク

株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済 情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

信用リスク

有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらか じめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証 券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

当ファンドのリスクは、上記に限定されるものではありません。

#### <その他の留意点>

同じマザーファンドに投資する他のベビーファンドの資金変動等に伴いマザーファンドにおいて有価証券の売買等が発生した場合、基準価額に影響を与えることがあります。

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻し に相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり が小さかった場合も同様です。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の 適用はありません。

ファンドは、大量の換金申込が発生し短期間で換金代金を手当てする必要が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止、取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

確定拠出年金制度の加入者等はファンドの受益者ではありませんが、当該加入者等がファンドのリスクを実質的に負うこととなります。

## (ロ)リスクの管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

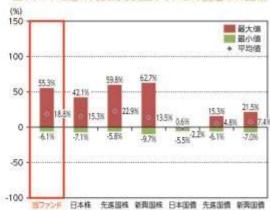
・運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理(流動性リスク管理等を含む)と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

# 〔参考情報〕



- \*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- \*当ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金 を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載さ れていますので、実際の基準価額とは異なる場合があり ます。

## 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰客率の比較



- \*2020年9月~2025年8月の5年間の各月末における直 近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び 他の代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと 他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように 作成したものです。他の代表的な資産クラス全でが当 ファンドの投資対象とは限りません。
- \*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

#### 各資産クラスの担数について

TOPIX(陳記附近相致)(新進込み)	TOPX(無証料価格制)とは、特式会社JPX無所が興出、企業する格数で、日本の特式市場を定動に開業するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケットペンチマークで、原動料ベースの防血組跡が順方式により開出されます。修出込み「相談は、配当は社会を考慮して責任した。体相当数です。同間数の過数論及び目前数に係る機能とは支持を支出、PX級例又は存まった。対象の自動論をできる。「PX以上の自動性を対象の自動性を対象の自動性を対象の自動を表現して、PX以上、同組動の控制を持续を構造しているすべての権利・メントウルグでは特別に係る措施又は認識に関するすべての権利・メントウルグでは特別に対し、責任を向いません。本面品は、JPXにより提出、存在以上原本されるものではなく、本商品の概念、販売及び販売促進に軽いに記述するいちなる福祉に対しても、PXは、責任を負いせた。本
大選出版 MSCコウサイインデックス (配当込み、円ペース)	MSCロウサイインデックスとは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す特面指数で、株式時間報題をベースに興出されます。また「配送さみ」指数は、配出収益を考慮して興出した株価指数です。同格数に関する事件権等の知的可至権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に発揮します。また、MSCI Inc.は採着数の内容を変更する権利及び会議を停止する権利を含むています。
MSCIエマージング・マーカット・ インデックス(医性込み、円ペース)	MSCLIマージング・マーケット・インデックスとは、MSCLibe、が順知した世界の新興国特式市場の動きを更す特面施設さ、株式時間 無数をベースに開出されます。また「配当込み」施設は、配当収益を老事して無比した特殊指数です。同志数に関する著作権等の知 時期機構及びその他の一切の権利はMSCLibe、には同関します。また、MSCLibe、は同盟数の内配を産業する権利及び企業を停止する権利をおしています。
NOWLRA-BRISTIN	NOMARA-BPI回復とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング作工会社が公置する。国内で発行された公園高定利付国債の企業主体が進度を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて保証された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。田物数の実知的基権は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同物数の主理性、売金性、総類性、再用性を発証するものではなく、同様数を用いて行われる当社が事業活動・サーギスに関し一の責任を含いません。
大道日報 FTSE世界関連インデックス (語く日本、円ペース)	FTSE世界目情インデックスは、FTSE Fixed Income LLCニより開設されている信息インデックスです。FTSE Fixed Income LLC は、キファンドのスポンサーではなく、キファンドの相乗、販売あるいな活売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報意味のみを自由からしており、FTSE Fixed Income LLCは、当然データの正確性及び完全性を保証せず。またデータの信息・経過又は確認につき向く責任を含い性せん。このインデックスに対する著作権等の相由制度その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに当事します。
<b>製作後期</b> からんがっかがかいーだいドインデックス・エマージング・ マーケッシープローバル・ディバーシファイド(用バース)	本相数は、信仰性が高いたみなす情報に基づき作成していますが、JP、Morganはその元主性・正確性を保証するものではおりません。本相数は終節を受けて使用しています。JP、Morganからの無面による事前は影ねしに本数数を複数・使用・使作することは認められていません。Copyright 2014、JP、Morgan Chase & Co. All rights reserved.

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ペース指数を使用しております。

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

取得申込受付日の基準価額に、2.2%(税抜 2.0%)( 1)の率を上限として、販売会社が別に 定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料は、商品説明等に係る費用等の対価として、 販売会社に支払われます。

1:「税抜」における「税」とは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)をいいます(以下同じ。)。

「分配金再投資コース」( 2)において収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

2:収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」(税金を差し引いた後に現金でお受取りになるコー

ス)と「分配金再投資コース」(税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース)の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

上記 及び の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記に記載の照会先までお問い合わせください。

確定拠出年金によるお申込みは申込手数料を無料とします。

# (照会先)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ: https://www.smtam.jp/

フリーダイヤル:0120-668001

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

## (2)【換金(解約)手数料】

<解約手数料>

ありません。

<信託財産留保額>

ご解約時には、解約請求受付日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額()として当該基準価額から控除します。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、投資信託財産に繰り入れられます。

## (3)【信託報酬等】

信託報酬等の額及び支弁の方法

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率 0.99% (税抜 0.9%)を乗じて得た額とします(信託報酬 = 運用期間中の基準価額×信託報酬率)。 その配分及び当該信託報酬を対価とする役務の内容は下記の通りです。

HO > 3 / 2 / 2 -							
委託会社	年率 0.44%	/ ### O 40/ \	委託した資金の運用、基準価額の計算、				
安武太仙	十一年 0.44%	(税抜 0.4%)	開示資料作成等の対価				
			運用報告書等各種書類の送付、口座内で				
販売会社	年率 0.44%	(税抜 0.4%)	のファンドの管理、購入後の情報提供等				
			の対価				
受託会社	年率 0.11%	(税抜 0.1%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の				
文武云社	十学 U.II% 	(税抜 0.1%)	実行の対価				

信託報酬は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。信託報酬は、毎計算期末又は信託 終了のときに投資信託財産中から支弁します。

信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

## (4)【その他の手数料等】

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立て替えた立替金の利息 (「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、そのつど投資信託財産中から支弁します(マ ザーファンドにおいて負担する場合を含みます。)。

借入金の利息は、受益者の負担とし、原則として借入金返済時に投資信託財産中から支弁します。

当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料()、先物取引・オプション取引に要する費用()、組入資産の保管に要する費用()等は、受益者の負担とし、取引のつど投資信託財産中から支弁します(マザーファンドにおいて負担する場合を含みます。)。

投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用( )は、受益者の負担とし、日々計上のうえ毎計算期 末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

これらの手数料等は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。

上記における役務提供の内容は以下の通りです。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、売買仲介人に支払う手数料

先物取引・オプション取引に要する費用は、売買仲介人に支払う手数料

組入資産の保管に要する費用は、保管機関に支払う手数料

財務諸表の監査に要する費用は、監査法人に支払うファンドの監査に係る費用

上記の費用にはそれぞれ消費税等相当額が含まれます。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

# (5)【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

## イ.収益分配金に対する課税

収益分配金のうち配当所得として課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉 徴収が行われます。

なお原則として確定申告不要ですが、確定申告により、申告分離課税又は総合課税(原則として配当控除の適用が可能です。)のいずれかを選択することもできます。

	税率(内訳)
2037年12月31日まで	20.315% (所得税15.315%、住民税5%)
2038年1月1日以降	20% (所得税15%、住民税5%)

(2037年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。)

## 口、一部解約金及び償還金に対する課税

一部解約時及び償還時の譲渡益は譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます(特定口座(源泉徴収選択口座)の利用も可能です。)。その税率は、上記イ.の表の通りです。

# 八.損益通算について

一部解約時及び償還時の譲渡損益については、確定申告により、特定公社債等の利子所得及び 譲渡所得等の所得間並びに上場株式等(公募株式投資信託を含みます。)の配当所得(申告分離 課税を選択したものに限ります。)及び譲渡所得等との損益通算が可能です。

## 二.少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

# 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税額から控除できます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

	税	率	(所得税のみ)
2037年12月31日まで			15.315%
2038年1月1日以降			15%

(2037年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。)

#### 個別元本について

- イ.追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料及び当該申込 手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)に当たりま す。
- ロ.受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ハ.ただし個別元本は、複数支店で同一ファンドの受益権を取得する場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。
- 二.受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。 (「元本払戻金(特別分配金)」については、下記の「普通分配金と元本払戻金(特別分配金)について」をご参照ください。)

## 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本 払戻金(特別分配金)」(受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。 受益者が収益分配金を受け取る際、

- イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、
- ロ.当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

## 確定拠出年金の場合

確定拠出年金の課税上の取扱いは、下記の通りとなります。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関及び国民年金基金連合会である場合は、当ファンドの毎決算時の収益分配金、一部解約金及び償還金について、所得税及び地方税が課されることはありません。なお、確定拠出年金制度の加入者等については、確定拠出年金の積立金の運用に係る税制が適用されます。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は、2025年 8月29日現在のものですので、税法等が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

#### (参考情報)ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
1.00%	0.99%	0.01%

<sup>※</sup>対象期間は2025年1月28日~2025年7月25日です。

## 5【運用状況】

以下は、2025年8月29日現在の状況について記載してあります。

# 【ニュー配当利回り株オープン】

## (1)【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	13,085,557,362	99.95
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		6,572,887	0.05
合計(純資産総額)		13,092,130,249	100.00

<sup>(</sup>注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

# イ.評価額上位銘柄明細

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	投資 比率 (%)
	親投資信託受 益証券	日本好配当株マザーファンド	3,649,882,116	3.4359	12,540,687,167	3.5852	13,085,557,362	99.95

<sup>(</sup>注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

## 口.種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.95
合計	99.95

<sup>(</sup>注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

# 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

# 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

# (3)【運用実績】

## 【純資産の推移】

<sup>※</sup>対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

<sup>※</sup>これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

<sup>※</sup>詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

<sup>(</sup>注2)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

<sup>(</sup>注2)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

				有141.20分数	古書(內国投資信託
		純資産総額(円)		1万口当たりの純	資産額(円)
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第21期計算期間末	(2016年 1月25日)	3,071,110,445	3,093,598,532	8,194	8,254
第22期計算期間末	(2016年 7月25日)	2,814,221,639	2,835,781,851	7,832	7,892
第23期計算期間末	(2017年 1月25日)	2,912,724,701	2,931,813,606	9,155	9,215
第24期計算期間末	(2017年 7月25日)	2,713,824,502	2,730,428,807	9,806	9,866
第25期計算期間末	(2018年 1月25日)	2,956,902,203	2,972,028,894	11,729	11,789
第26期計算期間末	(2018年 7月25日)	2,636,227,043	2,650,802,273	10,852	10,912
第27期計算期間末	(2019年 1月25日)	2,279,972,486	2,293,949,462	9,787	9,847
第28期計算期間末	(2019年 7月25日)	2,142,102,474	2,155,141,391	9,857	9,917
第29期計算期間末	(2020年 1月27日)	2,190,805,916	2,203,041,649	10,743	10,803
第30期計算期間末	(2020年 7月27日)	1,928,878,961	1,940,835,919	9,679	9,739
第31期計算期間末	(2021年 1月25日)	2,141,097,696	2,152,633,260	11,137	11,197
第32期計算期間末	(2021年 7月26日)	2,217,102,751	2,228,089,282	12,108	12,168
第33期計算期間末	(2022年 1月25日)	2,214,075,770	2,224,788,708	12,400	12,460
第34期計算期間末	(2022年 7月25日)	2,321,836,936	2,332,477,048	13,093	13,153
第35期計算期間末	(2023年 1月25日)	2,373,954,339	2,384,477,155	13,536	13,596
第36期計算期間末	(2023年 7月25日)	2,672,793,589	2,682,740,161	16,123	16,183
第37期計算期間末	(2024年 1月25日)	4,193,184,470	4,206,485,913	18,915	18,975
第38期計算期間末	(2024年 7月25日)	8,815,540,985	8,840,582,099	21,123	21,183
第39期計算期間末	(2025年 1月27日)	10,502,865,740	10,532,272,834	21,429	21,489
第40期計算期間末	(2025年 7月25日)	12,277,160,027	12,451,158,614	22,932	23,257
	2024年 8月末日	9,477,699,681		20,880	
	9月末日	9,675,569,722		20,482	
	10月末日	9,980,532,803		20,814	
	11月末日	10,054,539,211		20,941	
	12月末日	10,523,488,368		21,896	
	2025年 1月末日	10,666,856,491		21,638	
	2月末日	10,561,809,179		21,038	
	3月末日	10,841,593,254		21,050	
	4月末日	11,013,337,324		20,878	
	5月末日	11,747,207,622		21,997	
	6月末日	11,988,772,213		22,301	
	7月末日	12,410,799,285		22,977	
	8月末日	13,092,130,249		23,919	

# 【分配の推移】

	期間	1万口当たりの分配金(円)
第21期計算期間	2015年 7月28日~2016年 1月25日	60
第22期計算期間	2016年 1月26日~2016年 7月25日	60
第23期計算期間	2016年 7月26日~2017年 1月25日	60
第24期計算期間	2017年 1月26日~2017年 7月25日	60

第25期計算期間	2017年 7月26日~2018年 1月25日	60
第26期計算期間	2018年 1月26日 ~ 2018年 7月25日	60
第27期計算期間	2018年 7月26日~2019年 1月25日	60
第28期計算期間	2019年 1月26日 ~ 2019年 7月25日	60
第29期計算期間	2019年 7月26日~2020年 1月27日	60
第30期計算期間	2020年 1月28日~2020年 7月27日	60
第31期計算期間	2020年 7月28日 ~ 2021年 1月25日	60
第32期計算期間	2021年 1月26日 ~ 2021年 7月26日	60
第33期計算期間	2021年 7月27日~2022年 1月25日	60
第34期計算期間	2022年 1月26日~2022年 7月25日	60
第35期計算期間	2022年 7月26日~2023年 1月25日	60
第36期計算期間	2023年 1月26日~2023年 7月25日	60
第37期計算期間	2023年 7月26日~2024年 1月25日	60
第38期計算期間	2024年 1月26日 ~ 2024年 7月25日	60
第39期計算期間	2024年 7月26日~2025年 1月27日	60
第40期計算期間	2025年 1月28日~2025年 7月25日	325

# 【収益率の推移】

	期間	収益率(%)
第21期計算期間	2015年 7月28日~2016年 1月25日	10.9
第22期計算期間	2016年 1月26日~2016年 7月25日	3.7
第23期計算期間	2016年 7月26日~2017年 1月25日	17.7
第24期計算期間	2017年 1月26日~2017年 7月25日	7.8
第25期計算期間	2017年 7月26日~2018年 1月25日	20.2
第26期計算期間	2018年 1月26日~2018年 7月25日	7.0
第27期計算期間	2018年 7月26日~2019年 1月25日	9.3
第28期計算期間	2019年 1月26日~2019年 7月25日	1.3
第29期計算期間	2019年 7月26日~2020年 1月27日	9.6
第30期計算期間	2020年 1月28日~2020年 7月27日	9.3
第31期計算期間	2020年 7月28日~2021年 1月25日	15.7
第32期計算期間	2021年 1月26日~2021年 7月26日	9.3
第33期計算期間	2021年 7月27日~2022年 1月25日	2.9
第34期計算期間	2022年 1月26日~2022年 7月25日	6.1
第35期計算期間	2022年 7月26日~2023年 1月25日	3.8
第36期計算期間	2023年 1月26日~2023年 7月25日	19.6
第37期計算期間	2023年 7月26日~2024年 1月25日	17.7
第38期計算期間	2024年 1月26日~2024年 7月25日	12.0
第39期計算期間	2024年 7月26日~2025年 1月27日	1.7
第40期計算期間	2025年 1月28日~2025年 7月25日	8.5

<sup>(</sup>注1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の 基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

# (4)【設定及び解約の実績】

<sup>(</sup>注2)小数第2位を四捨五入しております。

			1月1川証3	<u> </u>
	期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第21期計算期間	2015年 7月28日~2016年 1月25日	155,370,706	560,382,584	3,748,014,593
第22期計算期間	2016年 1月26日~2016年 7月25日	24,436,219	179,082,000	3,593,368,812
第23期計算期間	2016年 7月26日~2017年 1月25日	23,810,213	435,694,818	3,181,484,207
第24期計算期間	2017年 1月26日~2017年 7月25日	19,988,331	434,088,317	2,767,384,221
第25期計算期間	2017年 7月26日~2018年 1月25日	46,040,197	292,309,249	2,521,115,169
第26期計算期間	2018年 1月26日~2018年 7月25日	29,044,557	120,954,620	2,429,205,106
第27期計算期間	2018年 7月26日~2019年 1月25日	12,424,335	112,133,419	2,329,496,022
第28期計算期間	2019年 1月26日~2019年 7月25日	8,881,684	165,224,791	2,173,152,915
第29期計算期間	2019年 7月26日~2020年 1月27日	10,554,281	144,418,231	2,039,288,965
第30期計算期間	2020年 1月28日~2020年 7月27日	14,353,503	60,816,131	1,992,826,337
第31期計算期間	2020年 7月28日~2021年 1月25日	11,241,495	81,473,803	1,922,594,029
第32期計算期間	2021年 1月26日~2021年 7月26日	14,552,203	106,057,678	1,831,088,554
第33期計算期間	2021年 7月27日~2022年 1月25日	19,385,945	64,984,733	1,785,489,766
第34期計算期間	2022年 1月26日~2022年 7月25日	33,524,198	45,661,806	1,773,352,158
第35期計算期間	2022年 7月26日~2023年 1月25日	27,062,109	46,611,480	1,753,802,787
第36期計算期間	2023年 1月26日~2023年 7月25日	28,813,632	124,854,313	1,657,762,106
第37期計算期間	2023年 7月26日~2024年 1月25日	644,899,196	85,754,118	2,216,907,184
第38期計算期間	2024年 1月26日~2024年 7月25日	2,604,171,315	647,559,403	4,173,519,096
第39期計算期間	2024年 7月26日~2025年 1月27日	1,075,116,768	347,453,457	4,901,182,407
第40期計算期間	2025年 1月28日~2025年 7月25日	840,610,281	387,989,987	5,353,802,701

<sup>(</sup>注)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

# (参考)

# 日本好配当株マザーファンド

# 投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
株式	日本	13,417,641,680	96.73
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		454,144,008	3.27
合計(純資産総額)		13,871,785,688	100.00

<sup>(</sup>注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

# 投資資産

# 投資有価証券の主要銘柄

# イ.評価額上位銘柄明細

国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	投資 比率 (%)
日本		三菱UFJフィナンシャ ル・グループ	銀行業	279,400	2,157.00	602,665,800	2,259.00	631,164,600	4.55
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機 器	177,200	2,796.44	495,529,539	2,873.00	509,095,600	3.67
日本		三井住友フィナンシャルグ ループ	銀行業	113,800	3,988.06	453,842,153	4,048.00	460,662,400	3.32

<sup>(</sup>注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

							有価証券	報告書(内国投資	資信託
日本	株式	日立製作所	電気機器	111,300	4,614.00	513,538,200	4,049.00	450,653,700	3.25
日本	株式	ソフトバンク	情報・通 信業	1,693,300	218.20	369,478,060	228.20	386,411,060	2.79
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	59,600	6,117.00	364,573,200	6,401.00	381,499,600	2.75
日本	株式	みずほフィナンシャルグ ループ	銀行業	75,800	4,535.00	343,753,000	4,895.00	371,041,000	2.67
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	77,200	4,327.00	334,044,400	4,421.00	341,301,200	2.46
日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	76,100	3,547.00	269,926,700	4,203.00	319,848,300	2.31
日本	株式	三菱商事	卸売業	87,300	3,035.00	264,955,500	3,354.00	292,804,200	2.11
日本	株式	三井物産	卸売業	85,200	3,159.10	269,155,667	3,426.00	291,895,200	2.10
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	31,400	7,900.00	248,060,000	8,397.00	263,665,800	1.90
日本	株式	NTT	情報・通 信業	1,675,700	152.10	254,873,970	155.80	261,074,060	1.88
日本	株式	積水ハウス	建設業	75,800	3,283.00	248,851,400	3,333.00	252,641,400	1.82
日本	株式	丸井グループ	小売業	77,700	3,055.00	237,373,500	3,177.00	246,852,900	1.78
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	11,800	27,960.00	329,928,000	20,665.00	243,847,000	1.76
日本	株式	長谷工コーポレーション	建設業	98,800	2,229.50	220,274,600	2,435.00	240,578,000	1.73
日本	株式	アステラス製薬	医薬品	143,400	1,477.50	211,873,500	1,620.00	232,308,000	1.67
日本	株式	TDK	電気機器	116,800	1,815.50	212,050,400	1,936.00	226,124,800	1.63
日本	株式	三菱電機	電気機器	62,900	3,309.00	208,136,100	3,552.00	223,420,800	1.61
日本	株式	SBIホールディングス	証券、商 品先物取 引業	31,800	6,027.00	191,658,600	6,999.00	222,568,200	1.60
日本	株式	本田技研工業	輸送用機 器	134,500	1,621.00	218,024,500	1,642.00	220,849,000	1.59
日本	株式	キヤノン	電気機器	50,300	4,040.00	203,212,000	4,350.00	218,805,000	1.58
日本	株式	エクシオグループ	建設業	97,200	1,979.50	192,407,400	2,175.00	211,410,000	1.52
日本	株式	西松建設	建設業	41,300	4,957.00	204,724,100	5,118.00	211,373,400	1.52
日本	株式	ENEOSホールディング ス	石油・石 炭製品	239,500	775.40	185,708,300	879.80	210,712,100	1.52
日本	株式	信越化学工業	化学	46,100	4,530.00	208,833,000	4,557.00	210,077,700	1.51
日本	株式	任天堂	その他製品	15,700	12,880.00	202,216,000	13,310.00	208,967,000	1.51
日本	株式	村田製作所	電気機器	84,000	2,213.00	185,892,000	2,432.00	204,288,000	1.47
日本	株式	光通信	情報・通 信業	5,100	41,180.00	210,018,000	39,350.00	200,685,000	1.45

| 「注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

# 口.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	鉱業	0.57
		建設業	10.57
		化学	3.95
		医薬品	4.14
		石油・石炭製品	1.52
		ガラス・土石製品	1.66
		鉄鋼	1.22
		非鉄金属	3.24
		金属製品	0.60
		機械	0.68

		<u> </u>
	電気機器	13.66
	輸送用機器	6.29
	精密機器	1.29
	その他製品	1.51
	電気・ガス業	2.20
	情報・通信業	7.39
	卸売業	6.82
	小売業	3.43
		10.55
	証券、商品先物取引業	2.82
	保険業	4.77
	その他金融業	0.99
	不動産業	2.97
	サービス業	3.89
·	小計	96.73
合計		96.73

<sup>(</sup>注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券または当該業種の時価の比率です。

投資不動産物件 該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの該当事項はありません。

## 参考情報

交付目論見書に記載するファンドの運用実績



当初設定日:2005年7月25日 作成基準日:2025年8月29日





銘柄名	12 地域	1000	104	美异战政战率
三菱UFJフィナンシャル・グループ	日本	株式	銀行業	4.5%
トヨタ自動車	日本	株式	輸送用機器	3.7%
三井住友フィナンシャルグループ	日本	株式	銀行業	3,3%
日立製作所	日本	株式	電気機器	3,2%
ソフトバンク	日本	株式	情報·通信業	2.8%
東京海上ホールディングス	日本	株式	保険業	2.7%
みずほフィナンシャルグループ	日本	株式	銀行業	2.7%
武田業品工業	日本	株式	医薬品	2.5%
住友電気工業	日本	株式	非鉄金属	2.3%
三菱商事	日本	株式	卸売業	2.1%

の実質投資比率は純資産総額に対する比率です。



- ※収益率は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
- □2025年は年初から作成基準日までの収益率です。 ⇒ファンドには、ペンチマークはおりません。

## 記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページ等でご確認いただけます。

## 第2【管理及び運営】

# 1【申込(販売)手続等】

# <申込手続>

受益権取得申込者は、販売会社との間で、受益権の取引に関する契約を締結していただきます。

## < 申込コース >

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」( )の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

「分配金再投資コース」での受益権の取得申込者は、販売会社との間で、分配金再投資に関する契約を締結して いただきます。

## <申込みの受付>

お申込みの受付は、原則として、営業日の午後3時半までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分とします。当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## <申込単位>

販売会社が定める単位とします(「分配金再投資コース」を選択された受益権の収益分配金を再投資する場合は1円以上1円単位とします。)。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 ただし、確定拠出年金によるお申込みは1円以上1円単位とします。

## <申込価額>

取得申込受付日の基準価額とします。

(注)分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

## <申込手数料>

前記 第1ファンドの状況 4手数料等及び税金 (1)申込手数料をご覧ください。

## < 申込代金の支払い >

販売会社が定める期日までにお支払いください。

# < 受付不可日 >

ありません。

# <申込受付の中止等>

収益分配金を再投資する場合を除き、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

## < その他 >

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時に又はあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行います。受託会社は、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定

した旨の通知を行います。

## <問い合わせ先>

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

## (照会先)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ: https://www.smtam.jp/

フリーダイヤル:0120-668001

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

# 2【換金(解約)手続等】

## <一部解約手続>

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

## <一部解約の受付>

一部解約の実行の請求の受付は、原則として、営業日の午後3時半までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の受付とします。当該時間を過ぎての受付は翌営業日の取扱いとさせていただきます。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## <一部解約単位>

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 ただし、確定拠出年金による一部解約は1口以上1口単位とします。

## <解約価額>

一部解約の実行の請求受付日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た解約時における信託財産留保額を控除した価額(以下「解約価額」といいます。)とします。

解約価額は委託会社の営業日において日々算出されます。日々の解約価額は、販売会社へお問い合わせください。また、解約価額は原則として、委託会社ホームページ(https://www.smtam.jp/)でご覧いただけます。

## < 一部解約代金の支払い >

受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4営業日目から販売会社において当該受益者に支払われます。

なお、確定拠出年金制度の加入者等が一部解約金の支払を受ける日は確定拠出年金制度の定めに拠ることとなります。

## <受付不可日>

ありません。

# <一部解約受付の中止等>

委託会社は、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、及びすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記 < 解約価額 > の規定に準じて計算された価額とします。

## <一部解約の制限>

当ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の一部解約には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

## < その他 >

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

## <問い合わせ先>

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

## (照会先)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ:https://www.smtam.jp/

フリーダイヤル:0120-668001

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

#### 3【資産管理等の概要】

## (1)【資産の評価】

## <基準価額の算出方法 >

基準価額とは、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券及び借入公社債を除きます。)を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

## < 基準価額の算出頻度 >

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

## < 主要な投資対象資産の評価方法 >

マザーファンド受益証券の評価方法

計算日の基準価額で評価します。

マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法

国内上場株式、国内上場投信

原則として計算日の金融商品取引所の最終相場で評価します。

## < 基準価額の照会方法 >

基準価額は、販売会社又は委託会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記に記載の照会先までお問い合わせください。また、基準価額は原則として、委託会社ホームページ(https://www.smtam.jp/)でご覧いただけます。

## (照会先)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ: https://www.smtam.jp/

フリーダイヤル:0120-668001

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

## (2)【保管】

該当事項はありません。

## (3)【信託期間】

無期限とします。(2005年 7月25日設定)

ただし、下記「(5)その他 <投資信託契約の終了(償還)と手続き>」の事項に該当する場合は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

# (4)【計算期間】

原則として、毎年1月26日から7月25日までおよび7月26日から翌年1月25日までとします。(第1計算期間は、2005年7月25日から2006年1月25日までとします。)

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

# (5)【その他】

- < 投資信託契約の終了(償還)と手続き>
  - (1)投資信託契約の終了(ファンドの繰上償還)

委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託契約に定める手続きに従い、受託会社と合意の うえ、この投資信託契約を解約し信託を終了(繰上償還)させることができます。

- ・受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合
- ・投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合
- ・やむを得ない事情が発生した場合

委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、 ファンドを繰上償還させます。

委託会社は、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したとき は、原則として、ファンドを繰上償還させます。

委託会社は、上記の場合においてファンドを繰上償還させる場合は、あらかじめ、その旨を監督官庁に届け出ます。

(2)投資信託契約の終了(ファンドの繰上償還)における公告等の手続き

委託会社は上記(1) によりファンドの繰上償還を行おうとする場合、以下の手続きで行いま す。

委託会社は、ファンドの繰上償還について、あらかじめ、ファンドを繰上償還しようとする旨 を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して 交付します。ただし、この投資信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、 原則として、公告を行いません。

上記 の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を 述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記 の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超 えるときは、ファンドの繰上償還を行いません。

委託会社は、このファンドの繰上償還を行わないこととしたときは、ファンドの繰上償還を行 わない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託契約に係 る知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したとき は、原則として、公告を行いません。

ファンドの繰上償還において、上記 から までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真 にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記の一定の期間が一月を下らずにその公 告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

# <投資信託約款の変更と重大な投資信託約款の変更手続き>

## (1)投資信託約款の変更

委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託約款に定める手続きに従い、受託会社と合意のう え、この投資信託約款を変更することができます。

- ・受益者の利益のため必要と認めるとき
- やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、投資信託約款の変更を行う場合は、あらかじめ、その旨及びその内容を監督官庁に 届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基いて、投資信託約款を変更しようとするときは、本手続に従い ます。

## (2) 重大な投資信託約款の変更における公告等の手続き

委託会社はファンドの約款変更のうち重大な内容の変更(以下「重大な約款変更」といいま す。)を行おうとする場合、以下の手続きで行います。

委託会社は、ファンドの重大な約款変更について、あらかじめ、変更をしようとする旨及びそ の内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受 益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付 したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を 述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超 えるときは、当該約款変更を行いません。

委託会社は、当該約款変更を行わないこととしたときは、約款変更を行わない旨及びその理由 を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただ し、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

# <受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い>

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務

に背いた場合、又はその他重要な事由があるときは、委託会社又は受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、又は裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記 < 投資信託約款の変更と重大な投資信託約款の変更手続き > に従い、新受託会社を選任します。

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

## < 反対者の買取請求権 >

ファンドの償還又は重大な約款変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を 述べた受益者は、販売会社を経由して受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産を もって買い取るべき旨を請求することができます。

## <運用報告書>

委託会社は、毎決算時及び償還時に交付運用報告書及び運用報告書(全体版)を作成し、交付運用 報告書を販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

## < 関係法人との契約の更改手続き >

・委託会社が販売会社と締結している募集・販売等に関する契約 当該契約の有効期間は、契約満了日の3ヶ月前までに委託会社及び販売会社から別段の意思表示 のないときは、自動的に1年間延長され、その後も同様とします。

## < 公告 >

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

## <混蔵寄託>

金融機関又は第一種金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。)から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書又はコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

# < 投資信託財産の登記等及び記載等の留保等 >

信託の登記又は登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記又は登録をすることとします。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記又は登録を留保することがあります。

上記 ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社又は受託会社が必要と認めるとき は、速やかに登記又は登録をするものとします。

投資信託財産に属する旨の記載又は記録をすることができる投資信託財産については、投資信託 財産に属する旨の記載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託会社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産 (金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算 を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

## 4【受益者の権利等】

## (1)収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日(決算日)において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

上記 の規定にかかわらず、収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、分配金再投資に関する契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載又は記録されます。

上記 に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

## (2)償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日から起算して5営業日までに支払いを開始します。 償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受 託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

# (3)換金(解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることにより換金する権利を有します。

詳細につきましては、上記「2換金(解約)手続等」をご参照ください。

## (4)帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

# 第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第40期計算期間(2025年1月28日から2025年7月25日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

# 1【財務諸表】

# 【ニュー配当利回り株オープン】

# (1)【貸借対照表】

		<u>(単位:円)</u>
	第39期 (2025年 1月27日現在)	第40期 (2025年 7月25日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	74,493,422	75,385,219
親投資信託受益証券	10,497,623,360	12,314,205,423
未収入金	33,898,527	193,466,162
未収利息	949	965
流動資産合計	10,606,016,258	12,583,057,769
資産合計	10,606,016,258	12,583,057,769
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	29,407,094	173,998,587
未払解約金	24,051,640	77,485,618
未払受託者報酬	5,490,817	6,012,556
未払委託者報酬	43,926,486	48,100,415
その他未払費用	274,481	300,566
流動負債合計	103,150,518	305,897,742
負債合計	103,150,518	305,897,742
純資産の部		
元本等		
元本	4,901,182,407	5,353,802,701
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	5,601,683,333	6,923,357,326
(分配準備積立金)	1,794,402,068	2,482,665,848
元本等合計	10,502,865,740	12,277,160,027
純資産合計	10,502,865,740	12,277,160,027
負債純資産合計	10,606,016,258	12,583,057,769

# (2)【損益及び剰余金計算書】

		(単位:円)
	第39期 自 2024年 7月26日 至 2025年 1月27日	第40期 自 2025年 1月28日 至 2025年 7月25日
営業収益		
受取利息	41,562	98,252
有価証券売買等損益	280,120,397	1,055,087,641
営業収益合計	280,161,959	1,055,185,893
営業費用		
受託者報酬	5,490,817	6,012,556
委託者報酬	43,926,486	48,100,415
その他費用 	274,481	300,566
営業費用合計	49,691,784	54,413,537
営業利益又は営業損失( )	230,470,175	1,000,772,356
経常利益又は経常損失( )	230,470,175	1,000,772,356
当期純利益又は当期純損失()	230,470,175	1,000,772,356
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額( )	389,600	13,103,088
期首剰余金又は期首欠損金()	4,642,021,889	5,601,683,333
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,139,676,870	948,296,313
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	1,139,676,870	948,296,313
剰余金減少額又は欠損金増加額	380,688,907	440,293,001
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	380,688,907	440,293,001
分配金	29,407,094	173,998,587
期末剰余金又は期末欠損金()	5,601,683,333	6,923,357,326

#### (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

親投資信託受益証券 1.有価証券の評価基準及び評価方法 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 2.その他 ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は、原則として、毎年1月26日から7月25日まで、及び7月26日から翌年1月25日までとなっておりますが、前計算期間末日が休業日のため、第40期計算期間は2025年 1月28日から2025年 7月25日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

			第39期 1月27日現在)		40期 月25日現在)
1 .	計算期間の末日にお ける受益権の総数		4,901,182,407□		5,353,802,701□
2 .	計算期間の末日にお		2.1429円	1口当たり純資産額	2.2932円
	ける1単位当たりの純 資産の額	(1万口当たり純資産額)	(21,429円)	(1万口当たり純資産額)	(22,932円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第39期 自 2024年 7月26日 至 2025年 1月27日		第40期 自 2025年 1月28日 至 2025年 7月25日				
分配金の計算過程				分配金の計算過程		
項目				項目		
費用控除後の配当等収益額 A		123,219,719円		費用控除後の配当等収益額	Α	183,649,757円

項目		
費用控除後の配当等収益額	Α	123,219,719円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	106,860,856円
収益調整金額	С	3,807,281,265円
分配準備積立金額	D	1,593,728,587円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,631,090,427円
当ファンドの期末残存口数	F	4,901,182,407□
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	11,489円
1万口当たり分配金額	Н	60円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	29,407,094円

分配金の計算過程		
項目		
費用控除後の配当等収益額	Α	183,649,757円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	804,019,511円
収益調整金額	С	4,440,691,478円
分配準備積立金額	D	1,668,995,167円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	7,097,355,913円
当ファンドの期末残存口数	F	5,353,802,701□
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	13,256円
1万口当たり分配金額	Н	325円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	173,998,587円

(金融商品に関する注記) 1 全融商品の状況に関する事項

1.玉融冏品の仏况に関りる事項	
	第40期 自 2025年 1月28日 至 2025年 7月25日
	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権 及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性 リスク等に晒されております。
	運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理(流動性リスク管理等を含む)と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

<u>2.金融商品の時価等に</u>	関する事項	
		第40期 (2025年 7月25日現在)
1.貸借対照表計上額、時個額	T及びその差	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額 と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法		(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
		(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額 によっております。

	第40期 (2025年 7月25日現在)
3.金融商品の時価等に関する事項につ いての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前 提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

#### <u>( 関連当事者との取引に関する注記 )</u>

該当事項はありません。

#### (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

# (その他の注記) 元本の移動

<u> </u>			
区分	第39期 自 2024年 7月26日 至 2025年 1月27日	第40期 自 2025年 1月28日 至 2025年 7月25日	
投資信託財産に係る元本の状況			
期首元本額	4,173,519,096円	4,901,182,407円	
期中追加設定元本額	1,075,116,768円	840,610,281円	
期中一部解約元本額	347,453,457円	387,989,987円	

#### (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	第39期 第40期 (2025年 1月27日現在) (2025年 7月25日現在)	
	計算期間の損益に含まれた評価差額(円) 計算期間の損益に含まれた評価	
親投資信託受益証券	277,194,242	1,034,909,633
合計	277,194,242	1,034,909,633

#### (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

#### (4)【附属明細表】

#### 第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

#### (2)株式以外の有価証券

. ,					_
種類	銘 柄	券面総額	評価額(円)	備考	
親投資信託受益証券 日本好配当株マザーファンド		3,585,965,470	12,314,205,423		
	合計	3,585,965,470	12,314,205,423	·	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

#### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

#### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

#### (参考)

当ファンドは親投資信託受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託 受益証券の状況は次のとおりであります。

なお、以下は参考情報であり、監査意見の対象外であります。

#### 日本好配当株マザーファンド

#### 貸借対照表

	2025年 7月25日現在
項目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	433,752,581
株式	12,880,440,580
未収配当金	16,452,300
未収利息	5,558
流動資産合計	13,330,651,019
資産合計	13,330,651,019
負債の部	
流動負債	
未払解約金	193,811,110
流動負債合計	193,811,110
負債合計	193,811,110
純資産の部	
元本等	
元本	3,825,575,220
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	9,311,264,689
元本等合計	13,136,839,909
純資産合計	13,136,839,909
負債純資産合計	13,330,651,019

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(主女の公司/カリにかる子供に関す	S/III)
	2025年 7月25日現在
	株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日又は計算日に知りうる直 近の日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)又は金融商 品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	受取配当金 株式は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上し ております。

#### (貸借対昭表に関する注記)

	[自対照役に関する注記 ]			
			2025年 7月25日現在	
1.	計算期間の末日における受益権の総数			3,825,575,220□
2 .		1口当たり純資産額		3.4340円
	の額	(1万口当たり純資産額)		(34,340円)

(金融商品に関する注記) 1.金融商品の状況に関する事項

<u>」、並熈向叩いが近に関する事項</u>	
	2025年 7月25日現在
	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権 及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性 リスク等に晒されております。
	運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理 (流動性リスク管理等を含む)と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

金融商品の時価等に関する事項

<u>4.並附向四の时間寺に関する事項</u>	
	2025年 7月25日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
	(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額 によっております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前 提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

#### (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

#### (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

# (その他の注記) <u>元本の移動</u>

区分	2025年 7月25日現在
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2025年 1月28日
期首元本額	3,584,304,107円
期中追加設定元本額	357,110,690円
期中一部解約元本額	115,839,577円
期末元本額	3,825,575,220円
 期末元本額の内訳	
ニュー配当利回り株オープン	3,585,965,470円
FOFS用日本好配当株ファンド(適格機関投資家専用)	139,763,364円
SMT ETF日本好配当株アクティブ	99,846,386円

## (有価証券に関する注記)

#### 売買目的有価証券

種類	2025年 7月25日現在
生物	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	931,665,062
合計	931,665,062

<sup>(</sup>注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、「日本好配当株マザーファンド」の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

## (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

#### 附属明細表

#### 第1 有価証券明細表

#### (1)株式

44 tx	株式数	評	価額	備考
<b>銘 柄</b>	(株)	単価(円)	金額(円)	佣气
INPEX	31,400	2,103.00	66,034,200	
コムシスホールディングス	31,100	3,462.00	107,668,200	

			미베디	止分散古者(內国投資活式
長谷工コーポレーション	98,800	2,229.50		
西松建設	41,300	4,957.00	204,724,100	
東鉄工業	21,900	4,095.00	89,680,500	
積水八ウス	75,800	3,283.00	248,851,400	
関電工	44,500	3,458.00	153,881,000	
きんでん	30,800	4,667.00	143,743,600	
エクシオグループ	97,200	1,979.50	192,407,400	
クラレ	56,000	1,883.50	105,476,000	
信越化学工業	46,100	4,530.00	208,833,000	
花王	21,300	6,727.00	143,285,100	
デクセリアルズ	47,100	2,178.00	102,583,800	
武田薬品工業	77,200	4,327.00	334,044,400	
アステラス製薬	143,400	1,477.50	211,873,500	
ENEOSホールディングス	239,500	775.40	185,708,300	
A G C	11,800	4,460.00	52,628,000	
日本特殊陶業	33,000	5,189.00	171,237,000	
日本製鉄	26,300	2,931.00	77,085,300	
大和工業	6,800	9,440.00	64,192,000	
住友電気工業	76,100	3,547.00	269,926,700	
フジクラ	10,200	8,857.00	90,341,400	
日本発條	44,600	1,720.00	76,712,000	
スター精密	56,100	1,732.00	97,165,200	
日立製作所	111,300	4,614.00	513,538,200	
三菱電機	62,900	3,309.00	208,136,100	
富士電機	17,100	7,281.00	124,505,100	
T D K	116,800	1,815.50	212,050,400	
ローム	15,000	1,924.00	28,860,000	
京セラ	67,600	1,655.00	111,878,000	
村田製作所	84,000	2,213.00	185,892,000	
キヤノン	50,300	4,040.00	203,212,000	
東京エレクトロン	11,800	27,960.00	329,928,000	
デンソー	35,900	2,077.00	74,564,300	
トヨタ自動車	163,300	2,787.00	455,117,100	
武蔵精密工業	20,000	3,340.00	66,800,000	
本田技研工業	134,500	1,621.00	218,024,500	
東京精密	21,200	9,566.00	202,799,200	
任天堂	18,600	12,880.00	239,568,000	
電源開発	46,700	2,576.50	120,322,550	
大阪瓦斯	33,400	3,810.00	127,254,000	
東邦瓦斯	24,900	4,283.00	106,646,700	
コーエーテクモホールディングス	29,900	2,084.50	62,326,550	
NTT	1,675,700	152.10	254,873,970	

				上夯叛古書(内国投資信託
ソフトバンク	1,693,300	218.20		
光通信	5,100	41,180.00	210,018,000	
SCSK	33,400	4,393.00	146,726,200	
伊藤忠商事	31,400	7,900.00	248,060,000	
三井物産	79,100	3,147.00	248,927,700	
三菱商事	87,300	3,035.00	264,955,500	
キヤノンマーケティングジャパン	17,100	5,466.00	93,468,600	
エービーシー・マート	31,100	2,912.00	90,563,200	
J.フロント リテイリング	60,100	2,062.50	123,956,250	
丸井グループ	77,700	3,055.00	237,373,500	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	279,400	2,157.00	602,665,800	
三井住友フィナンシャルグループ	108,800	3,984.00	433,459,200	
みずほフィナンシャルグループ	75,800	4,535.00	343,753,000	
SBIホールディングス	31,800	6,027.00	191,658,600	
大和証券グループ本社	146,400	1,061.50	155,403,600	
第一生命ホールディングス	111,900	1,188.00	132,937,200	
東京海上ホールディングス	59,600	6,117.00	364,573,200	
T&Dホールディングス	31,800	3,637.00	115,656,600	
クレディセゾン	36,500	4,008.00	146,292,000	
野村不動産ホールディングス	163,600	852.00	139,387,200	
東急不動産ホールディングス	129,100	1,038.50	134,070,350	
東京建物	39,000	2,528.00	98,592,000	
テクノプロ・ホールディングス	23,500	4,725.00	111,037,500	
日本郵政	93,700	1,385.50	129,821,350	
ベルシステム24ホールディングス	73,600	1,295.00	95,312,000	
メイテックグループホールディングス	57,400	3,269.00	187,640,600	
合 計	7,686,700		12,880,440,580	

(2)株式以外の有価証券該当事項はありません。

第 2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

#### 2【ファンドの現況】

#### 【ニュー配当利回り株オープン】

#### 【純資産額計算書】

#### (2025年 8月29日現在)

資産総額	13,115,995,444円
負債総額	23,865,195円
純資産総額( - )	13,092,130,249円
発行済口数	5,473,620,369□
1口当たり純資産額( / )	2.3919円
(1万口当たり純資産額)	(23,919円)

#### (参考)

#### 日本好配当株マザーファンド

#### 純資産額計算書

(2025年 8月29日現在)

資産総額	13,871,794,752円
負債総額	9,064円
純資産総額( - )	13,871,785,688円
発行済口数	3,869,153,032□
1口当たり純資産額( / )	3.5852円
(1万口当たり純資産額)	(35,852円)

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換等

該当事項はありません。

- (2)受益者等に対する特典 該当事項はありません。
- (3)譲渡制限

該当事項はありません。

(4)振替受益権について

当ファンドの受益権は社振法の適用を受けます。

#### 受益証券の不発行

委託会社は、当ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り 消された場合又は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存 在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行し ません。

#### 受益権の譲渡

- イ.受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が 記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- 口.上記イ.の申請のある場合には、上記イ.の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する 受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿

に記載又は記録するものとします。ただし、上記イ.の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載又は記録が行われるよう通知するものとします。

八.上記イ.の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるとき又はやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗する ことができません。

#### 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

#### 第二部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額(2025年8月29日現在)

資本金の額 : 20億円 発行可能株式総数 : 12,000株 発行済株式総数 : 3,000株

最近5年間における資本金の額の増減:該当事項はありません。

#### (2)委託会社の機構

#### 会社の意思決定機構

会社に取締役(監査等委員である取締役を除く。)を10名以内、監査等委員である取締役を5名以内 おきます。取締役は、株主総会において選任され、又は解任されます。ただし、監査等委員である取 締役は、それ以外の取締役と区別するものとします。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとします。

また、監査等委員以外の取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、監査等委員である取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行います。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。また、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、その決議をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役若 干名を選定します。また、代表取締役の中から社長1名を選定し、必要あるときは、取締役(監査等 委員である取締役を除く。)の中から、会長、副会長、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を 選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、その議長となります。当該取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位にしたがい、ほかの取締役がその職務を代行します。

取締役会を招集するには、各取締役に対して会日の3日前までに招集通知を発します。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができ、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに取締役会を開催することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席した取締役 の過半数をもって行います。

#### 投資運用の意思決定機構

#### [PLAN(計画)]

運用企画部担当役員を委員長とする運用・リスク委員会において、ファンドの運用戦略や運用スタイルなどを決定します。運用・リスク委員会で決定された運用の基本方針等に基づき、各運用部に

おいて、ファンドマネジャーが運用仕様・ガイドラインに基づき、運用の執行に関する方針を運用 計画として策定します。

#### [DO(実行)]

各運用部のファンドマネジャーは、運用計画に沿った運用の執行、ファンドの運用状況管理を行い ます。

各運用部の部長は、ファンドマネジャーの運用実施状況を確認します。

売買発注の執行は、各運用部からの運用の実行指図に基づき、各運用部から独立したトレーディン グ部のトレーダーが行います。

#### 「CHECK(検証・評価)]

運用企画部は、運用部門において各運用部から独立した立場で、毎月開催される運用・リスク委員 会(委員長は運用企画部担当役員)に運用パフォーマンスに係るモニタリング状況を報告します。 このモニタリング状況や討議内容は、各運用部の部長(委員会の構成員)からファンドマネジャー に速やかにフィードバックされ、ファンドの運用に反映されます。

また、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立し た運用監理部が担当します。このモニタリング結果は、毎月開催される運用・リスク委員会に報告 されます。なお、運用・リスク委員会での報告のうち重要なものについては、経営会議(議長は社 長)に報告されます。

こうした牽制態勢のもと、PLAN - DO - CHECKのPDCサイクルによる一貫した運用プロセスにより、適 切な運用体制を維持するよう努めています。

委託会社の機構は2025年10月24日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設 定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行って います。また、金融商品取引法に定める投資助言業務等の関連する業務を行っています。 2025年8月29日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託(マザーファンドを除きま

す。) は次の通りです。

	本数(本)	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	527	16,742,852
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	42	118,771
単位型公社債投資信託	49	153,631
合計	618	17,015,254

#### 3【委託会社等の経理状況】

- 委託者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社(以下「委託者」という。 務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成しております。 なお、財務諸表の金額については、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- 委託者は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(自 2024年4月1日 2025年3月31日)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

# (1)【貸借対照表】

	<del>스스</del> i= 각	· · ·		单位:百万円) 数年度
	前事第 (2024年3			業年度 3月31日)
<b>資産の部</b>				
流動資産				
現金及び預金		14,909		18,950
金銭の信託		18,596		18,214
前払費用		429		238
未収委託者報酬		10,943		12,164
未収運用受託報酬		5,967		6,523
未収収益		185		198
短期差入証拠金		3,660		2,476
その他		4,074		3,072
流動資産合計		58,767		61,839
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	219	1	189
器具備品	1	436	1	338
その他	1	-	1	4
有形固定資産合計		655		532
無形固定資産				
ソフトウェア		7,463		7,143
その他		61		78
無形固定資產合計 無形固定資產合計		7,524		7,221
 投資その他の資産				
投資有価証券		5,753		7,241
関係会社株式		6,077		6,077
繰延税金資産		1,196		1,184
その他		31		31
― 投資その他の資産合計		13,058		14,534
固定資産合計		21,238		22,289
資産合計		80,005		84,128

		(単位:百万円)
	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部	•	•
流動負債		
預り金	86	66
未払金	8,475	8,472
未払収益分配金	0	0

		有価証券報告書(内国投資信託
未払手数料	5,524	6,159
その他未払金	2,951	2,313
未払費用	797	993
未払法人税等	694	1,743
賞与引当金	719	769
その他	957	705
流動負債合計	11,730	12,751
固定負債		
退職給付引当金	975	1,104
資産除去債務	154	154
その他	42	60
固定負債合計	1,171	1,319
負債合計	12,902	14,071
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	17,239	17,239
資本剰余金合計	17,239	17,239
利益剰余金		
利益準備金	500	500
その他利益剰余金		
別途積立金	2,100	2,100
繰越利益剰余金	45,974	48,819
利益剰余金合計	48,574	51,419
株主資本合計	67,813	70,658
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	360	454
繰延ヘッジ損益	1,071	1,056
評価・換算差額等合計	710	601
純資産合計	67,103	70,057
負債・純資産合計	80,005	84,128

# (2)【損益計算書】

(単位:百万円)

		(单位:日万円)
	前事業年度	
営業収益		
委託者報酬	44,551	50,052
運用受託報酬	11,077	12,144
その他営業収益	356	369
営業収益合計	55,985	62,566

## 有価証券報告書(内国投資<u>信託</u>受益証券)

		有価証券報告書(内国投資信託受
営業費用		
支払手数料	22,341	25,372
広告宣伝費	342	258
公告費	0	1
調査費	5,796	6,470
調査費	1,172	1,511
委託調査費	4,610	4,945
図書費	14	13
営業雑経費	5,887	6,296
通信費	78	126
印刷費	439	406
協会費	56	57
諸会費	29	45
情報機器関連費	5,193	5,570
その他営業雑経費	89	89
営業費用合計	34,369	38,399
一般管理費		
給料	6,981	7,585
役員報酬	385	476
給料・手当	5,432	5,753
賞与	1,163	1,355
退職給付費用	278	305
福利費	747	812
交際費	13	13
旅費交通費	191	175
租税公課	276	300
不動産賃借料	328	324
寄付金	0	-
減価償却費	2,239	2,501
業務委託費	1,544	1,399
諸経費	1,637	1,394
一般管理費合計	14,239	14,813
営業利益	7,376	9,353

(単位:百万円)

		(十四・ロハコ)
	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業外収益		
受取利息	138	64
収益分配金	0	1
金銭の信託運用益	4,007	-
投資有価証券売却益	1	150
投資有価証券償還益	1	0
その他	12	27
営業外収益合計	4,162	243

営業外費用

(単位:百万円)

17,239

金銭の信託運用損	-	207
投資有価証券売却損	33	17
投資有価証券償還損	1	257
為替差損	1,273	660
デリバティブ費用	3,613	47
その他	3	107
三二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	4,925	1,296
経常利益 経常利益	6,613	8,300
特別損失		
システム移行関連費用	-	147
特別損失合計	-	147
税引前当期純利益	6,613	8,153
 法人税、住民税及び事業税	1,931	2,519
法人税等還付税額	-	129
法人税等調整額	95	25
法人税等合計	2,027	2,364
当期純利益	4,585	5,788

## (3)【株主資本等変動計算書】

当期末残高

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

 株主資本

 当期首残高
 2,000
 17,239
 17,239

 当期変動額
 剰余金の配当

 当期純利益
 株主資本以外の項目の当期変動額(純額)

 当期変動額合計

	株主資本				
	利益剰余金				
		その他利益剰余金		利达副全全	株主資本合計
	利益準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	500	2,100	44,755	47,355	66,595
当期変動額					
剰余金の配当			3,367	3,367	3,367
当期純利益			4,585	4,585	4,585
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	1,218	1,218	1,218
当期末残高	500	2.100	45.974	48.574	67.813

2,000

	T	一一一一一				
		評価・換算差額等				
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	純資産合計		
当期首残高	49	510	460	66,134		
当期変動額						
剰余金の配当				3,367		
当期純利益				4,585		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	310	560	250	250		
当期変動額合計	310	560	250	968		
当期末残高	360	1.071	710	67.103		

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:百万円)

17,239

	資本金	資本剰余金		
	貝坐並	その他資本剰余金	資本剰余金合計	
当期首残高	2,000	17,239	17,239	
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	-	-	
当期末残高	2,000	17,239	17,239	

	株主資本					
		利益剰余金				
		その他利	その他利益剰余金		 株主資本合計	
	利益準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 杉 合計		
当期首残高	500	2,100	45,974	48,574	67,813	
当期変動額						
剰余金の配当			2,943	2,943	2,943	
当期純利益			5,788	5,788	5,788	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	2,845	2,845	2,845	
当期末残高	500	2,100	48,819	51,419	70,658	

		評価・換算差額等			
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	純資産合計	
当期首残高	360	1,071	710	67,103	
当期変動額					
剰余金の配当				2,943	
当期純利益				5,788	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	94	14	108	108	
当期変動額合計	94	14	108	2,954	
当期末残高	454	1,056	601	70,057	

#### 注記事項

(重要な会計方針) 1.有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

時価法によっております。 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。) 市場価格のない株式等

黎岡市のなどはあります。 移動平均法による原価法によっております。 なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決 算書を基礎とし、持分和は額を純額で取り込む方法によっております。

. デリバティブの評価基準及び評価方法 時価法によっております。

- . 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- 時価法によっております。固定資産の減価償却の方法
- (1)有形固定資産

定額法によっております。 (2)無形固定資産

(\* ) 無いによっております。 ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。 5.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として計上しております。

. 引当金の計上基準

(1)賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(2)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。また、 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式 基準によっております。過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。 過去勤務費 : 発生事業年度の発生時の経費量の変換が表数数期間中の、完め年数(40年)による完額

・ロサボド及の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額 法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理 なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当事業年度末の自己都合要支給額を退職給付債 務とする方法を用いた簡便法を一部適用しております。 収益及び費用の計上基準 当社は投資運用 が2004 第2004 第20

当社は、投資信託契約に基づき投資信託委託サービスを提供し、商品の運用資産残高(以下「AUM」という。)に応じて手数料を受領しております。当該収益は、日次等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(2)投資一任業務

×呉、は来初 当社は、投資一任契約に基づき投資一任サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。当 該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識 されます

(3)投資助言業務

当社は、投資顧問(助言)契約に基づき投資助言サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しており ます。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわ ます。当該収益は、 たり認識されます。

(4)成功報酬

当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資一任契約のもと、報酬を受領することが確実であ リ、将来返還する可 り、将来返還する可 へッジ会計の会計処理 将来返還する可能性が無いと合理的に判断した時点で収益を認識しております。

(1) ヘッジ会計の方法

〜 繰延ヘッジ処理によっております。 (2)ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は関係会社株式及び投資有価証券であります。

(3) ヘッジ方針

自己勘定運用管理規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。

(4)ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計額を比較して有 効性を判定しております。

9.グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

#### (未適用の会計基準等

リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2)適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、評価中であります。

#### (貸借対照表関係)

1右形田守咨産の減価償却思計額

1円形回に貝座の  桃  関本系引領	前事業年度 (2024年3月31日)		当事業年度 (2025年3月31日)	
建物	220	百万円	253	百万円
器具備品	823	"	942	"
その他	-	"	1	"
計	1,044	<i>II</i>	1,197	"

#### (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

#### 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	3,000	-	-	3,000

#### 2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。

#### 3.配当に関する事項

## (1)配当金专认额

<u> </u>						-
決議	株式の種類	配当金の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	
2023年6月23日 定時株主総会	普通株式	3,367	1,122,459	2023年3月31日	2023年6月26日	

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種 類	配当金の 総額(百万円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月20日 定時株主総会	普通株式	2,943	利益剰余金	981,032	2024年3月31日	2024年6月21日

#### 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	3,000	•	-	3,000

#### 2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。

#### 3.配当に関する事項

#### (1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月20日 定時株主総会	普通株式	2,943	981,032	2024年3月31日	2024年6月21日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2025年6月20日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種 類	配当金の 総額(百万円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月20日 定時株主総会	普通株式	999	利益剰余金	333,333	2025年3月31日	2025年6月23日

#### (リ-ス取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

#### (金融商品関係)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

1)金融商品に対する取組万軒 当社は、投資信託の運用を業として行っており、資金運用については、自社が運用する投資信託の商品性維持を 目的として、当該投資信託を金銭の信託及び投資有価証券として保有しているほか、短期的な預金を中心とする安 全性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為 替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため金銭の信託及び投資有価証券の範囲内で行うことと し、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。 これらの必要な資金については、内部留保を充てております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク 未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクは極めて低いものと考えております。また、未収運用受託報酬については、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクは極めて低いものと考えており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクに晒されておりますが、顧客ごとに決済期日及び残高を管理することにより回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。金銭の信託の投資対象は株式・主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引によりリスクの軽減を図っております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計(繰延ヘッジ)を適用しております。ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針8、ヘッジ会計の会計処理」をご参照ください。未払金については、全て1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制 当社では、リスク管理に係る基本方針を「リスク管理規程」として定め、以下のとおり、リスク・カテゴリー毎に管理しております。

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理 営業債権の管理については、顧客ごとに決済期日及び残高を管理し、また自己査定要領 権内容の検討を行うことにより回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。 デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。 また自己査定要領に基づき定期的に債

#### 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

有価証券投資については、自己勘定運用方針にて投資限度額や投資期間等を定めており、投資後も適宜時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。投資信託の為替変動リスクに対しては、それらの一部について為替予約を利用してヘッジしております。また、価格変動リスクを軽減するために、株価指数先物等のデ リバティブ取引を利用しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持 ることで、流動性リスクを管理しております。

#### (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当 該価額が異なることもあります。

「時価算定適用指針」という。)第24-3項を適用した投資信託及び第24-16項を適用した組合出資金等は、次表には含まれておりません((1)\*2、\*3及び(注2)、(注4)参照)。

また、金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類し ております。

プレベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の 対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価 レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るイン

プットを用いて算定した時価 レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1)時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

前事業年度		

<u>□ 八</u>	貸借対照表計上額(百万円)(*1)					
区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
金銭の信託(*2)	1,530	16,048	-	17,579		
投資有価証券(*3)						
その他有価証券	-	4,517	-	4,517		
資産計	1,530	20,565	-	22,096		
デリバティブ取引(*4)						
株式関連取引	(268)	(262)	-	(530)		
通貨関連取引	-	21	-	21		
デリバティブ取引計	(268)	(241)	-	(509)		

- (\*1) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。 (\*2) 金銭の信託の信託財産のうち、組合出資金等(貸借対照表計上額1,017百万円)は上記に含めておりません。組合出資金等も含めた金銭の信託の貸借対照表計上額は18,596百万円であります。 (\*3) 投資有価証券のうち、非上場株式(貸借対照表計上額876百万円)及び組合出資金等(貸借対照表計上額359百万円)は上記に含めておりません。 (\*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

#### 当事業年度(2025年3月31日)

区分	貸借対照表計上額(百万円)(*1)					
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
金銭の信託	2,551	15,662	-	18,214		
投資有価証券(*3)						
その他有価証券	-	3,785	-	3,785		
資産計	2,551	19,448	-	21,999		
デリバティブ取引(*4)						
株式関連取引	(128)	235	-	106		
通貨関連取引	-	78	-	78		
デリバティブ取引計	(128)	314	-	185		

- \*1) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。
  \*3) 投資有価証券のうち、非上場株式(貸借対照表計上額887百万円)、時価算定適用指針第24-3項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託(貸借対照表計上額1,976百万円)及び第24-16項を適用した組合出資金等(貸借対照表計上額592百万円)は上記を受けるでおりません。
- (\*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(2)時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債 現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期差入証拠金、未払金は、短期間(1年以内)で決済されるものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

られないため、レベル2の時価に分類しております。

投資有価証券 私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者から

リスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。時価算定適用指針第24-3項の取り扱いを適用し、基準価額を時価とみなした投資信託はレベルを付して おりません。

デリバティブ取引 株価指数先物の時価は、金融商品取引所が定める清算指数を用いて評価しております。株価指数先物は活発な市場で取引されているため、その市場価格をレベル1の時価に分類しております。為替予約及びトータルリターンスワップの時価は、為替レートや金利や株価等の観察可能なインプットを用いた割引現在価値法等により取引先金融機関が算定した価格を時価の算定に用いており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

#### (注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

	1	<u> </u>	
区分	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)	
投資有価証券	876	887	
関係会社株式	6,077	6,077	

#### (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2024年3月31日) <u>(単位:百万円</u>) 1年以内 1年超5年以内 5年超10年以内 10年超 現金及び預金 14,909 未収委託者報酬 10,943 未収運用受託報酬 5,967 投資有価証券 投資信託 1,829 807

<u>当事業年度(2025年3月31日)</u>				(単位:百万円)
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	18,950	-	-	-
未収委託者報酬	12,164	-	-	-
未収運用受託報酬	6,523		-	-
投資有価証券				
投資信託	-	2,053	2,400	-

(注4) 時価算定適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託に関する情報 前事業年度(2024年3月31日) 該当事項はありません。

#### 当事業年度(2025年3月31日)

第24-3項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

312+ O3Q () 4)	カ27 0次の40次11と20月10に1文集目10の割日/2回10の割が2月10の間正代						(単	
区分	期首残高	当期の損 益に計上 した額	その他有 価証券金 価差額し た額	購入、売 却及び償 還による 変動額	基準価額を 時価とみと すことと た額	基準価額 を時価と みなこと額 した額	期末残高	当期の損益に 計上り貨借対の うち貸借対いて 表日におい 保有する投資 信託の評価 益
投資有価証券 (その他有価証 券)	-	-	23	2,000	1,976	-	1,976	-

(注)決算日における解約等に関する制限の主な内容は、一定期間の解約制限があるものが1,976百万円であります。

#### (有価証券関係)

.子会社株式 市場価格のある子会社株式はありません。 なお、市場価格のない子会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
子会社株式	6,077	6,077

#### . その他有価証券

前事業年度(2024年3月31日) (単位:百万円)

<u> </u>	( <del>+                                     </del>		
区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
その他	3,394	2,593	800

小計	3,394	2,593	800
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
その他	1,123	1,410	287
小計	1,123	1,410	287
合計	4,517	4,004	513

当事業年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

<u> </u>				
貸借対照表 計上額	取得原価	差額		
3,110	2,402	708		
3,110	2,402	708		
2,651	2,712	61		
2,651	2,712	61		
5,762	5,115	647		
	計上額 3,110 3,110 2,651 2,651	計上額 (本)		

非上場株式及び組合出資金等は、市場価格のない株式等のため、上表の「その他有価証券」に含めておりませ ルー ん。 なお、市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 ( 2025年3月31日 )
非上場株式	876	887
組合出資金等	359	592

3.事業年度中に売却したその他有価証券前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) (単位:百万円)

<del>四字架 + /2(日-2020) - 1/3 · 日-2</del> 区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	185	1	33

当	<u>事業年度(自 2024年4月1日 至</u>	2025年3月31日)		(単位:百万円) <sub>_</sub>
	区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
-	その他	528	150	17

#### (デリバティブ取引関係)

1.ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引 (1)通貨関連 前事業年度(2024年3月31日)

則事業年度(2024年3月31日) 種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
	為替予約取引 売建				
	米ドル	6,735	-	4	4
占頭	英ポンド	288	-	0	0
/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	カナダドル	145	-	0	0
	スイスフラン	180	-	0	0
	香港ドル	217	-	0	0
	ユーロ	664	-	3	3
	合計	8,231	-	10	10

(注)上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

当事業年度 ( 2025年3月31日 )

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益
	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	5,575	-	37	37
	英ポンド	141	-	0	0
	カナダドル	118	-	0	0
	スイスフラン	52	-	0	0
	香港ドル	166	-	1	1
店頭	ユーロ	425	-	1	1
	買建				
	米ドル	139	-	0	0
	英ポンド	5	-	0	0
	カナダドル	6	-	0	0
	スイスフラン	5	-	0	0
	香港ドル	1	-	0	0
	ユーロ	16	-	0	0
	合計	6,654	-	41	41

<sup>(</sup>注)上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

(2)株式関連 前事業年度(2024年3月31日)

刑事条件及(202	種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	10,306	-	268	268
店頭	トータルリターンス ワップ取引 売建	4,184	-	262	262
	合計	14,490	-	530	530

## (注)上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

#### 当事業年度(2025年3月31日)

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 売建	9,848	-	128	128
店頭	トータルリターンス ワップ取引 売建	6,179	-	235	235
合計		16,027	-	106	106

#### (注)上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

# 2 . ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引 (1)通貨関連 前事業年度(2024年3月31日)

	為替予約取引 売建				
	米ドル		2,126	-	1
原則的	英ポンド	投資有価証券	4,586	-	7
処理方法	スイスフラン	関係会社株式	28	-	0
	香港ドル		83	-	0
	ユーロ		63	-	0
	シンガポールドル		448	-	1
	合計		7,337	-	10

当事業年度(2025年3月31日)

<del>コ事業年度(202</del> ヘッジ 会計の方法	デリバティブ取引 の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約取引 売建 米ドル 英イスアラン 香港ドル ユーンガポールドル 買 米下ル 香港ドル で で で で で で で で で で で の で で の で の で の	投資有価証券 関係会社株式	1,947 4,700 47 122 40 449 16 94	- - - -	13 19 0 0 0 3
	合計		7,419	-	36

#### (退職給付関係)

#### 1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

#### 2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:百万円)

		<u> </u>
	前事業年度	当事業年度 当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	911	993
勤務費用	149	165
利息費用	3	3
数理計算上の差異の発生額	11	150
退職給付の支払額	85	42
簡便法で計算した退職給付費用	1	0
退職給付債務の期末残高	993	970

## (2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表 該当事項はありません。

## (3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:百万円)

		( <u>+m·=h/11</u> )
	前事業年度	当事業年度
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	993	970
未認識数理計算上の差異	17	134
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	975	1,104

退職給付引当金	975	1,104
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	975	1,104

#### (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(自 至	前事業年度 2023年4月1日 2024年3月31日)	(単位:白万円) 当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用		149	165
利息費用		3	3
数理差異償却		0	1
簡便法で計算した退職給付費用		1	0
確定給付制度に係る退職給付費用		155	171

(5)年金資産に関する事項 該当事項はありません。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

(0) 数控时并上的时并全旋区(5) 5 0 事項		
	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
割引率	0.	4% 2.0%

#### 3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度122百万円、当事業年度134百万円であります。

#### (税効果会計関係)

#### 1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 ( 2024年3月31 [	当事業年度 (2025年3月31日)		
繰延税金資産				
未払事業税	63	百万円	104	百万円
賞与引当金損金算入限度超過額	220	"	235	"
退職給付引当金損金算入限度超過額	298	"	348	"
税務上の費用認識差額	256	"	94	"
繰延ヘッジ損益	472	"	486	"
その他	78	"	169	"
繰延税金資産 合計	1,390		1,437	"
繰延税金負債				
有価証券評価差額	159	"	209	"
その他	35	"	43	"
繰延税金負債 合計	194	"	252	"
繰延税金資産の純額	1,196		1,184	"

(注) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.62%から、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.52%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が18百万円増加、繰延ヘッジ損益が13百万円増加、その他有価証券評価差額金が5百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額の金額が10百万円減少しております。

# 2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	-	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	0.14%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	-	0.06%
法人税等還付税額	-	1.59%
その他	-	0.10%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	29.01%

- (注)前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下で あるため注記を省略しております。
- 3.法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開 示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又は これらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

#### (資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

#### (収益認識関係)

- 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 重要性が乏しいため記載を省略しております。
- . 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針7.収益及び費用の計上基準」に記 載の通りです。
- 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において \_存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報 重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

#### [セグメント情報]

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

#### 「関連情報 ]

1 / 製品及びサービスごとの情報 1 単一の製品・サービスの区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### 2.地域ごとの情報

(1)営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しており

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略し ております。

3 . 主要な顧客ごとの情報

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

顧客の名称	営業収益
三井住友信託銀行株式会社	10,223百万円
	·

当事業任度 ( 白 2024年4日1日 至 2025年3日31日 )

顧客の名称	営業収益
三井住友信託銀行株式会社	11 023百万円

「報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 1

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

「報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 ]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

- (ア)財務諸表提出会社の親会社 重要性が乏しいため、記載を省略しております。
- (イ)財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等 重要性が乏しいため、記載を省略しております。
- (ウ)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

#### 前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	会社等 の名称 又は氏 名	所在地	資本金又は出 資金 (百万円)	事業 の容 は職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当 事者 との関 係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
	三井住友			信託業		営業上の	運用受 託 報酬	9,926	未収運用 受託報酬	5,520
の子会社	信託銀行(株)	東京都 千代田区	342,037	務及び 銀行業 務	-	取引	投信販 売 代行手 数料等	10,187	未払 手数料	2,482

1.上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。 2.取引条件及び取引条件の決定方針等

運用受託報酬

各運用受託案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

投信販売代行手数料等

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

#### 当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

	_ ~									
種類	会社等 の名称 又は氏 名	所在地	資本金又は出 資金 (百万円)	事業の容は業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当 事者 との関 係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	三井住友			信託業			運用受 託報酬	10,721	未収運用 受託報酬	5,856
税会社 の子会 社	信託銀行株		342,037	務及び 銀行業 務	-	営業上の取引	投信販 売 代行手 数料等	11,500	未払 手数料	2,813

1 . 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。 2 . 取引条件及び取引条件の決定方針等

運用受託報酬

各運用受託案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

投信販売代行手数料等

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

- (エ)財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等 該当事項はありません。
- 2.親会社又は重要な関連会社に関する注記
- (1)親会社情報

前事業年度(2024年3月31日)

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社(東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場)

当事業年度(2025年3月31日)

三井住友トラストグループ株式会社(東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場)

#### (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	22,367,677円92銭	23,352,414円83銭
1株当たり当期純利益金額	1,528,527円02銭	1,929,475円95銭

(注)1.潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2.1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。				
	前事業年度	当事業年度		
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日		
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)		
当期純利益	4,585百万円	5,788百万円		
普通株主に帰属しない金額	-	-		
普通株式に係る当期純利益	4,585百万円	5,788百万円		
普通株式の期中平均株式数	3,000株	3,000株		

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1)自己又はその役員との取引

自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと (投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるお それのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(2)運用財産相互間の取引

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(3)通常の取引条件と異なる条件での親法人等又は子法人等との取引

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4) 親法人等又は子法人等の利益を図るためにする不必要な取引

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、 運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこ と。

(5)その他親法人等又は子法人等が関与する不適切な行為

上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって 投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそ れのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

2025年10月24日現在、訴訟事件その他委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

#### 第2【その他の関係法人の概況】

- 1【名称、資本金の額及び事業の内容】
- (1)受託会社

名称 : 三井住友信託銀行株式会社

資本金の額:342,037百万円(2025年3月末日現在)

事業の内容:銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基

づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称	資本金の額(百万円) (2025年3月末日現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037	銀行法に基づき銀行業を営むとと もに、金融機関の信託業務の兼営 等に関する法律に基づき信託業務 を営んでいます。
岡三にいがた証券株式会社	852	金融商品取引法に定める第一種金 融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	19,495	金融商品取引法に定める第一種金 融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	54,323	金融商品取引法に定める第一種金 融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJ e スマート証券株 式会社	7,196	金融商品取引法に定める第一種金 融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	13,195	金融商品取引法に定める第一種金 融商品取引業を営んでいます。
松井証券株式会社	11,945	金融商品取引法に定める第一種金 融商品取引業を営んでいます。
PayPay銀行株式会社	72,216	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
あかつき証券株式会社	3,067	金融商品取引法に定める第一種金 融商品取引業を営んでいます。
moomoo証券株式会社	5,869	金融商品取引法に定める第一種金 融商品取引業を営んでいます。

#### 2【関係業務の概要】

#### (1)受託会社

当ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理等を行います。

#### (2)販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・ 償還金及び一部解約金の支払い、収益分配金の再投資、運用報告書の交付並びに口座管理機関として の業務等を行います。

#### 3【資本関係】

(1)受託会社

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

## (参考)再信託受託会社

: 株式会社日本カストディ銀行 名称

設立年月日 : 2000年6月20日

資本金の額 : 51,000百万円 (2025年3月末日現在)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社(E12444)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

事業の内容 :銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関す

る法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的:原信託契約に係る信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から

再信託受託会社(株式会社日本カストディ銀行)へ委託するため、原信託財産

の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

#### 第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2025年 4月25日	有価証券届出書
2025年 4月25日	有価証券報告書

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社(E12444) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

#### 独立監査人の監査報告書

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

2025年6月2日

## 有限責任 あずさ監査法人

#### 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 三上和彦

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士  $\blacksquare$ 中 洋

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、 社等の経理状況」に掲げられている三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠して、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び 同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認 める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関ける規定に従って、会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分か つ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその 監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかな る作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれ

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視する ことにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財 務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があ り、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合 に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じ て、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対 応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人 は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する 内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見 積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  - 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

2025年10月6日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ 東 京 事 務 所

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 百瀬和政

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理 状況」に掲げられているニュー配当利回り株オープンの2025年1月28日から2025年7月25日までの計算期間 の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を 行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニュー配当利回り株オープンの2025年7月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は その他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であ るかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に 関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要 な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に 対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は 集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると 判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職 業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制 を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積 りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性 が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査 報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注 記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査 人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファ ンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠 しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸 表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制 の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報 告を行う。

#### 利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間 には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管して おります。
  - 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。